

第3回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年7月16日（金）
午後1時30分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 會田鋭一郎，石黒美智子，岡部幸子，北野通世，齋藤弘，坂本康博，
塩野寿伸，鈴木晴男，寺内芙美子，富樫秀幸，成田喜達，廣瀬渉，
保坂栄治，三浦元
- 4 列席職員 菅原幸夫事務局長，太田隆行民事首席書記官，村川千春刑事首席書
記官，小野隆之事務局次長，鈴木聖一山形家裁総務課長（事務担当
者），曾根範征山形簡裁庶務課長
- 5 議事要旨

- (1) 山形地方裁判所長あいさつ

（佐藤康委員長が人事異動により委員を辞任したため，以下北野通世委員長代理が議事を進行した。）

- (2) 委員自己紹介

- (3) 委員長選出

委員長には，互選により成田喜達委員が選出された。

（以下，成田委員長が議事を進行した。）

- (4) 裁判員制度の説明

「裁判員制度」について，裁判所事務担当者から説明がなされた。

- (5) 少額訴訟手続の手続案内ビデオの視聴

今回の議題（裁判の審理期間と裁判に掛かる費用について）に関連して，裁判所事務担当者から，金銭支払をめぐるトラブルを簡易迅速に解決するための手続である少額訴訟手続の概要について説明がなされた。その後，一般広報用として制作された少額訴訟手続の手続案内ビデオを視聴した。

- (6) 議題（テーマ）についての意見交換

今回の議題「裁判の審理期間と裁判に掛かる費用について」に関連して、民事首席書記官及び刑事首席書記官から、それぞれ民事事件、刑事事件の手續に関する基本説明が行われ、弁護士である三浦元委員から、弁護士報酬に関する事項及び法律扶助制度等について説明がなされた。

その後、委員による意見交換が行われた。

なお、前回委員会で委員から出された意見等に対して、事務担当者から、

ア 裁判所の相談業務に関する広報状況

イ 法曹関係者の平易な言葉の使用

ウ 山形地裁民事部の受付スペースの改修等

について説明がなされた。

<主な意見>

- 裁判の審理期間について、裁判所側から民事事件・刑事事件とも以前より短縮されているとの説明があったが、次回期日までの間隔が長いように感じている。外部から見ていると、期日と期日との間に何が行われているのか分からないので、そう感じるのだと思うが、実際の手続では、期日間にどのようなことが行われているのか。
- 次回期日までは、準備書面や証拠等の提出の準備をしている。次回までに何を準備するのかによって、どの程度の期間が必要かが決まってくるが、ある程度の期間は必要になる。期日間の準備作業は、弁護士や当事者本人が行うことになるので、やみくもに期日間を短くしても、準備が間に合わないことになってしまう。
- 訴訟関係人の協力を得て「計画審理」の推進にも取り組んでいるところである。難しい事件については、4回分くらいの期日をあらかじめ決めておいて、その間の具体的な審理計画を定めるといったやり方をする場合もある。各弁護士が多数の事件を抱えている中で、個々の事件の審理促進を目指して協力してもらっているところである。また、陳述書面等の作成について、当事者と何度

も打合せを繰り返すため、作成に時間がかかるといった事情もあるようである。

民事事件も刑事事件も同じだが、法廷でのやり取りだけが訴訟手続のすべてではなく、期日間にも様々な訴訟準備活動が行われていることを御理解いただきたい。

- 裁判官、弁護士、検察官の数、いわゆる法曹人口は、充足しているのか。法曹人口の拡大が進められていることは分かるが、増加する事件数に見合っているのか疑問を感じている。長期化した裁判の報道などを見ると、もっと法曹人口を増やすべきだと思う。
- 司法制度改革の一つとして、法曹人口の拡大も進められている。司法試験の合格者数は、以前は年間500人程度だったものが、現在では年間1000人を超えている。将来的には、年間3000人程度になり、法曹人口の大幅増員を図る計画である。
- 一般市民が、「裁判に時間がかかりすぎる」と感じるのは、全国的に報道されている一部の重大事件の印象が強いためだと考える。そのような事件では、例えば刑事事件において、弁護側が様々な対抗手段で争ってくるようなことがあるが、庶民感情として、このような理由による裁判の進行遅延にいらだちを感じることはあるのではないか。
- マスコミの報道等によって、国民の世論が形成される場合もあるが、裁判に携わるものとしては、それに影響されることなく手続を進めていくべきであるし、裁判所にもそうあってほしい。
- 全国的に著名な刑事事件では、起訴事実が異常に多いため、審理に時間がかかりすぎており、もっと起訴事実を絞って訴訟を進めるべきではないかとの批判があるようであるが、個々の事件の被害者感情や、一連の事件を全体的な関連性の中で評価する必要性等を考えれば、個々の事件を一つ一つきちんと審理する必要がある。また、一見結論が見えているように感じられる事件でも、法律と証拠に基づいて、きちんと審理をすることが大切であることを理解して

ほしい。

- 金融・経済界では、「資産の劣化防止」という観点から、裁判の迅速化について重大な関心を寄せている。これまで、例えば、破綻した企業の処理に関しては、民事再生法の施行により、従来の会社更生法の手続から飛躍的に進歩をしていると思う。今後も、裁判所の各種手続の運用に当たっては、迅速化の観点から一層の努力をしてほしい。

(7) 次回テーマの予定

「裁判員制度の広報の在り方について」を取り上げることとした。

(8) 次回予定期日

平成17年2月8日（火）午後